**避難所生活のルール**

※内容はあくまで掲示用としての例示です。状況に応じ修正してください。

**この避難所の共通ルールは以下のとおりです。**

**避難生活をされる方は守るよう心がけて下さい。**

**地域自主防災隊(団)**

**避難所運営本部**

１　この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表か

らなる避難所運営本部（以下「運営本部」という。）を組織します。

・運営本部は、毎日午前 時と午後 時に会議を行うこととします。

・運営本部の組織としては、総括情報、給食給水、防火・警備・施設管理、救出救護、

ボランティア、要配慮者支援及びペットの会を避難者で編成します。

２　避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。

３　避難者は、家族（世帯）単位で登録する必要があります。

　　・避難所を退所する時は、運営本部に転居先を連絡して下さい。

　　・犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止します。

４　職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な

部屋には、避難できません。

　　・避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。

５　食料、物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。

　　・食料、生活物資は避難者の班（地区）ごとに配給します。

 　・特別な事情の場合は、運営本部の理解と協力を得てから行います。

　　・配給は、避難所外で避難している人（自宅・テント・車中泊避難者）にも行います。

　　・ミルク・おむつなど特別な要望は、 室で対処します。

６　消灯は、夜 時です。

　　・廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。

　　・職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。

７　放送は、夜 時で終了します。

８　電話は、午前 時から夜 時まで、受信のみを行います。

　　・放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。

　　・特設公衆電話は、安否確認（伝言ダイヤル）用とします。

９ トイレの清掃は、朝 時、午後 時、午後 時に、避難者が交替で行うことに

します。

　　・清掃時間は、放送を行います。

　　・水洗トイレは、大便のみバケツの水で流して下さい。

10　依頼事項について

　　・公衆衛生のため、手洗い、うがい、消毒、マスク着用を励行して下さい。

11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。

**避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して**下さい。

　※下線部は、任意に設定します。

　※本ルールは、情報共有のため避難者の目の届くところに掲示します。